

公共施設白書

～現状と課題から見える公共施設適正配置の方向性～



笛吹市

平成25年10月



目次

| | |
|------------------------------|-----|
| 策定に当たって | 2 |
| 第1章 公共施設を取り巻く環境 | 5 |
| 第1節 笛吹市の概要 | 5 |
| 第2節 公共施設の概況 | 6 |
| (1) 公共施設の保有量 | 6 |
| (2) 対象施設の用途別の内訳 | 8 |
| (3) 築年数、耐震性から見た公共施設の現状 | 9 |
| 第3節 人口動態 | 11 |
| (1) 年齢階級別人口の推移 | 11 |
| (2) 地区別の人口動態 | 12 |
| 第4節 財政状況 | 14 |
| (1) 歳出の状況 | 14 |
| (2) 公共施設更新可能額 | 15 |
| (3) 公共施設の将来更新費の推計 | 17 |
| 第2章 用途別に見た公共施設の現状 | 20 |
| (1) 庁舎 | 24 |
| (2) 消防施設・防災施設 | 30 |
| (3) 小学校 | 36 |
| (4) 中学校 | 44 |
| (5) 給食施設 | 50 |
| (6) 教員住宅 | 55 |
| (7) 集会所 | 58 |
| (8) 図書館 | 64 |
| (9) 文化施設 | 70 |
| (10) 体育施設 | 76 |
| (11) 市営住宅 | 83 |
| (12) 保育所 | 91 |
| (13) 児童館 | 97 |
| (14) 高齢福祉施設 | 103 |
| (15) 商業・観光施設 | 109 |
| (16) 保健・衛生施設 | 117 |
| (17) その他施設 | 123 |

| | | |
|------|-------------------------|-----|
| 第3章 | 地区別に見た公共施設の現状 | 125 |
| (1) | 石和地区 | 126 |
| (2) | 御坂地区 | 129 |
| (3) | 一宮地区 | 132 |
| (4) | 八代地区 | 135 |
| (5) | 境川地区 | 138 |
| (6) | 春日居地区 | 141 |
| (7) | 芦川地区 | 144 |
| 第4章 | まとめ（公共施設適正配置の方向性） | 147 |
| 第1節 | 現状と課題の整理 | 147 |
| (1) | 用途別に見た公共施設の現状と課題 | 147 |
| (2) | 地区別に見た公共施設の現状と課題 | 157 |
| 第2節 | 今後の取組みについて | 161 |
| (1) | 公共施設適正配置に向けた課題の整理 | 161 |
| (2) | 公共施設白書の活用 | 162 |
| (3) | 適正配置の取組み | 163 |
| 巻末資料 | | 164 |
| (1) | 対象施設一覧表 | 164 |
| (2) | 耐用年数表 | 171 |

はじめに

本市は、平成 16 年 10 月 12 日、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の 5 町 1 村が合併し、さらに平成 18 年 8 月 1 日に芦川村を編入合併し、現在の笛吹市となっています。

笛吹市では多くの公共施設を利用し、住民の生活を支える事業や福祉の向上のための様々な行政サービスを行っています。

しかし、合併の際に引き継いだ公共施設は、旧町村ごとに住民福祉の向上と住民ニーズにより整備してきたため、用途や目的が重複している施設が多数存在するようになっています。

さらに、築 30 年以上が経過した建物が多く、老朽化により維持管理費が増大することと、将来的に建替えや大規模改修の時期が集中することが見込まれます。そのため現状の施設を維持していくことは、財政的に困難であり施設の統廃合や適正配置などの抜本的な見直しを行うことが必要です。

また、近い将来発生が危惧されている大地震への対応として耐震基準を満たしていない建物への対策は喫緊の課題であり、さらに社会構造や人口動態の変化による、市民ニーズの変化に即した公共施設サービスを行っていくことは、市政運営にとって極めて重要な課題です。

そこで、公共施設の老朽化、維持管理や利用実態などの分析を行い、さらに、将来の財政状況や人口動態などを把握した上で、維持保全や効率化のための課題をまとめた「笛吹市公共施設白書」を作成しました。

この白書を基礎資料として、多様化する市民ニーズに的確に対応し、施設の活用や長寿命化、効率的な運営管理をするための計画の策定と実現に向け取り組んでまいります。

市民の皆様には、公共施設の取巻く状況をご理解いただき、将来に向けて良好なサービスの提供ができますように、ご理解ご協力をお願いいたします。



平成 25 年 10 月

笛吹市長 倉嶋 清次

策定に当たって

白書の目的

本市では、合併前の旧町村において住民福祉の向上を目的として、多様な公共施設を整備してきました。しかし、市町村合併を経て誕生した笛吹市においては、類似施設が複数存在し、現在の社会情勢や生活環境の変化による新たな市民ニーズに合致していない施設も見受けられるようになっていきます。

また、公共施設は建築後 30 年を経過した建物が 40%以上を占め、今後 10 年から 20 年で一斉に耐用年数を迎え更新時期が重なることが見込まれます。

さらに、少子高齢化の進展による医療や福祉の予算拡大や経済規模の縮小など、厳しい財政状況が想定されています。このような状況において、公共施設の維持管理や大規模改修・建替えの予算は、十分に確保できなくなり公共サービスの低下を招く恐れがあります。

このため、将来的な人口推移と財政規模にふさわしい施設のあり方の検討や、重複施設の解消、時代の変化に対応したサービスへの転換などに取組むことで、公共施設の計画的な維持、更新、適正配置に対応する必要があります。

公共施設は、市民活動や住民福祉の拠点であるとともに、各種行政施策の実施や行政サービスを提供する重要な場となっています。また、災害時などには避難所などの拠点として重要な役割を担っています。この市民の共有財産である公共施設を将来に渡り持続可能な形で継承していくために市民の皆様と取り組んでいかなければなりません。

本市に限らず、全国の自治体においても公共施設の様々な課題が明らかになっています。先進的な取組みを行っている自治体においては、公共施設のあり方の見直しと効率的な管理運用を目指すため「ファシリティマネジメント」と呼ばれる取組みを採用し始めています。

本市においても、将来に渡り良好な公共施設サービスの提供を実現するため、公共施設の状況や課題などを明らかにした「公共施設白書」を作成しました。本書を今後の基礎的資料として公共施設の適正配置計画に取り組んでいきます。



白書の位置づけ

第2次笛吹市行財政改革大綱^{(注)1}（平成22年度から平成25年度）では、具体的な改革項目として公共施設の適正配置を掲げており、基礎データとなる「公共施設台帳を作成する」とともに「市が所有する公共施設などの傾向を把握し、施設の整備、修繕、取り壊し及び統廃合の計画を検討していく」こととしています。

本市では、第2次笛吹市行財政改革大綱に基づき、平成24年度までに各種取組みを実施する上での基礎データとなる公共施設台帳を整備しました。また、平成24年度から25年度にかけて、公共施設の実態調査に基づく分析を行い、その結果を公共施設白書として取りまとめました。

平成26年度以降の取組みとして、組織体制の整備を行い今回作成した公共施設白書を基礎資料として、（仮称）公共施設適正配置計画を策定し、計画を実現するための取組みを行います。また、公共施設白書を公表し公共施設の今後のあり方について幅広い議論をすすめていきます。

さらに、施設評価（優先度）の検討や市民ニーズの調査を行います。

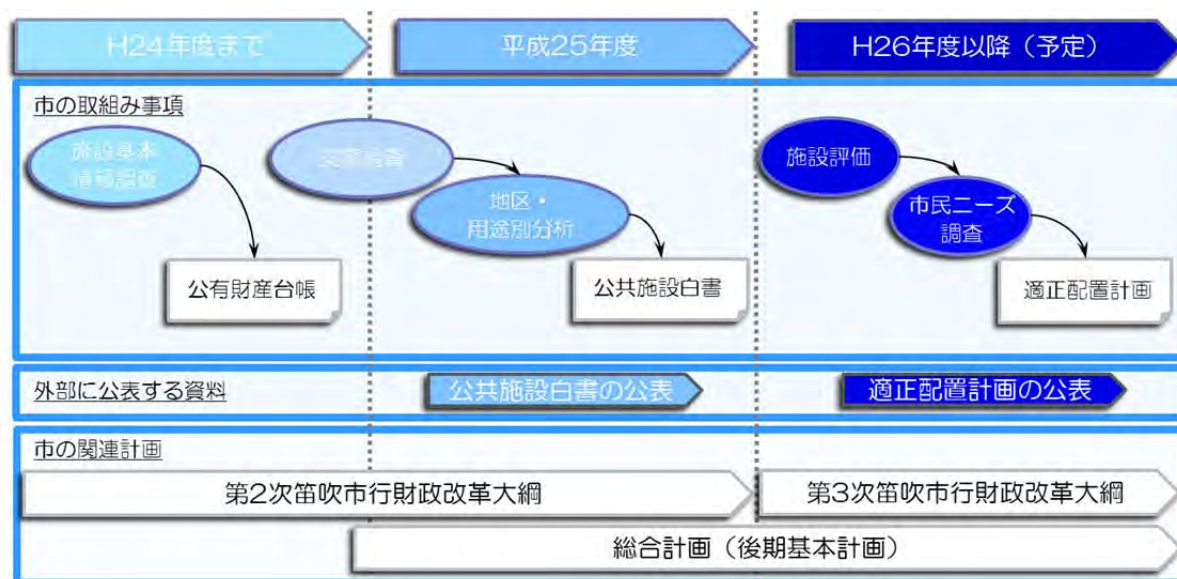


図 平成25年度までの取組事項と今後の適正配置に向けた取組みのイメージ

^{(注)1} 第2次笛吹市行財政改革大綱（公共施設の適正配置については54ページに記載があります）
<http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/file/4/4be25e5329323.pdf>

本白書の対象施設について

本市では、公有財産として数多くの公共施設やインフラ資産を保有しており、市庁舎などの行政サービスを提供する「公用財産」と学校や体育館、道路・橋りょうなど市民が利用する「公共用財産」に分けられます。本白書では、建物を有する公共施設のうち、地区へ維持管理を委ねているコミュニティセンターや、50㎡未満の小規模な建物や物置などを除く、172施設（378棟）・220,821.05㎡を対象施設としています。

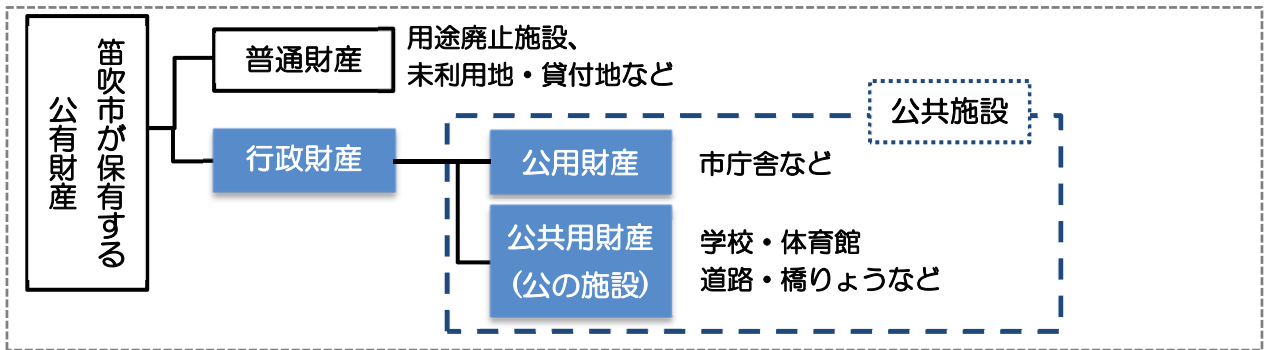


図 公用財産と公共用財産

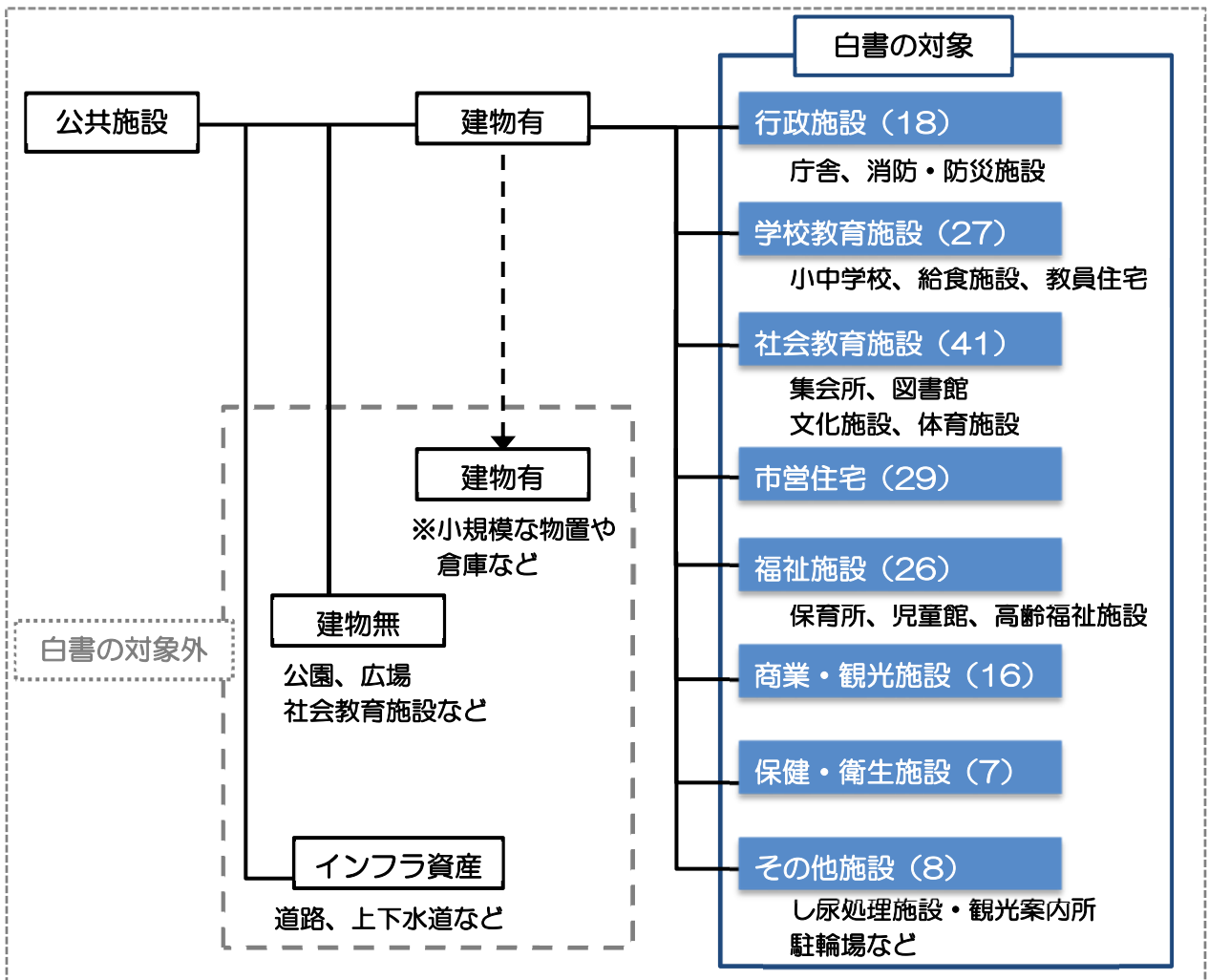


図 本白書の対象施設（青枠） ※かっこ内の数字は対象施設数を表しています